

今後、新庁舎建設の是非を判断します

町では、このたび「遠軽町新庁舎建設基本構想」を策定し、新庁舎建設の検討を本格的に開始します。この基本構想は、新庁舎の建設を決定するものではなく、建設を検討するために取りまとめたものであり、今後策定する基本計画において、新庁舎の建設の是非を判断することになります。

なお、建設することを判断したときは、令和7年度中の完成に向けた取組を進めることになります。

新庁舎建設基本構想の策定

新庁舎建設の検討にあたつて

現在の庁舎は、昭和56年以前の旧耐震基準に基づき、昭和47年に建設されており、これまで耐震化を実施していないことから、東日本大震災や熊本地震と同程度の地震が発生した場合には倒壊の恐れがあり、災害対策本部としての機能の発揮及び本庁舎の業務継続に大きな不安があります。

また、供用開始して以来49年が経過しており、この間、改修工事や修繕を行いながら適切な維持管理に努めてきましたが、著しい老朽化に加え、バリアフリーが不十分など、多くの問題を抱えています。

さらに、近年の業務の多様化や情報技術の高度化等に伴い、事務室は書棚やICT機器の増加による狭隘化が進み、適切な保管場所の確保が困難な状況となっているほか、保健福祉課及び教育委員会の事務室が分散していることから、住民サービスの低下を招いており、庁舎建設は喫緊の課題となつているところです。

なぜ、いま検討するのか（期限のある有利な財源の活用）

本来、庁舎を建設する場合は、補助金や交付税措置のある起債はなく、自主財源で

経費を賄うのですが、このたび、財政的に有利な起債である「緊急防災・減災事業債」の期限が令和7年度まで延長となり、また、対象事業が拡充されました。

今回の期限延長と対象事業の拡充は、

昨年8月、国において決定されたものであり、町では庁舎建設に使えるものであるか制度を調査した結果、11月に

庁舎面積のうち防災に係る部分が対象となり、これにより役場庁舎の建設に有利な財源として活用できることから、12月議会に報告したところです。

さらには、合併した市町村の優遇措置である「合併特例債」の期限が令和7年度までとなつてることを踏まえ、令和7年度までに新庁舎を建設する場合について、さまざまな検討を行う必要があると判断したためです。

現庁舎の課題（耐震性の不足、建物の老朽化など）

〔耐震性の不足〕災害対策本部となる現庁舎は、現行の耐震基準を満たしていないません。

〔建物の老朽化〕供用開始から49年が経過し老朽化が著しく進んでいます。

〔バリアフリー化が不十分〕庁舎内にはエレベーターや多目的トイレが設置されていません。

〔建物の狭隘化〕町民サービスを提供する空間が不足しているほか、プライバシーへの配慮も不十分です。

〔利便性の低下〕保健福祉課及び教育委員会の事務室が分散しています。

「起債」とは、道路や建物を造るために借りるお金のことです。なお、緊急防災・減災事業債及び合併特例債については、借り入れた額のうち、次の割合が地方交付税として国から補てんされます。

■緊急防災・減災事業債

借入額(対象事業費×100%)×70%

■合併特例債

借入額(対象事業費×95%)×70%

〔供用開始〕昭和47年
〔規模〕地上3階(塔屋1階)地下1階
〔延床面積〕4365m²(役場庁舎)
〔敷地面積〕18148m²(正面玄関前の町道を除く。)

現庁舎の現状

新庁舎建設に向けた基本方針

災害の発生時における災害対策本部としての機能の発揮及び本庁舎の業務を継続することを念頭に、現庁舎が抱える課題解決をはじめ、町民の利便性や快適性の向上、効率的な行政運営などを図ることができる庁舎を目指します。

～基本方針1 防災拠点となる庁舎～

災害の発生時に行政機能を継続しつつ、災害対応の拠点を強化し町民の生活を守るために、耐震性に優れ、迅速な支援や復旧活動を行うことができる防災機能を備えた庁舎を検討します。

また、平常時から遠軽地区広域組合と緊密な連携を図ることができる庁舎を検討します。

～基本方針2 全ての人が利用しやすい庁舎～

町民の利用が多い届出、申請、相談等の窓口サービスの利便性を高めるため、分散している保健福祉課及び教育委員会を本庁舎に集約し、町民ニーズにあった便利で利用しやすい庁舎を検討します。

また、バリアフリーに配慮したユニバーサルデザインの導入を図るなど、全ての町民が利用しやすい庁舎を検討します。

～基本方針3 機能的で柔軟性のある庁舎～

適正な執務空間を確保するとともに、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、情報化の進展など、さまざまな変化に対応できるよう、効率的で機能的な柔軟性の高い庁舎を検討します。

また、個人情報を取り扱うことから、防犯及びセキュリティ機能を強化した庁舎を検討します。

～基本方針4 環境に優しく経済的な庁舎～

環境に配慮した省エネルギー・新エネルギーの技術を導入することによる財源(補助金)の確保を図るとともに、二酸化炭素の排出削減に努め、維持管理経費も含めた経済的な庁舎を検討します。

新庁舎建設基本構想においての検討状況

現庁舎の前庭を新庁舎の建設候補地として検討

本庁舎の位置は、地方自治法において「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係性等について適当な考慮を払わなければならぬ」とされています。このほか、「町民の利便性の観点」「防災上の観点」「用地の確保の観点」の3つの観点についても検討を進めた結果、町民にとって長年慣れ親しんだ場所でもある「現庁舎の前庭」を新庁舎の建設候補地としました。

新庁舎の想定規模(延床面積)及び想定建設費について

想定規模(延床面積)は、国土交通省の「新営一般庁舎面積算定基準」により検討した結果、概ね5千～6千m²とし、想定建設費は想定規模をもとに、概ね40億～48億円としました。なお、想定規模及び想定建設費は、今後策定する基本計画において精査を行います。

役場庁舎と併設している遠軽地区広域組合消防本部・消防署についても、

効率的な行政運営のため、「遠軽地区広域組合消防本部・消防署新庁舎建設基本構想」が策定され、新庁舎建設の検討を本格的に開始します。

基本構想では、町の新庁舎に併設する形での建設が望ましく、医療機関やドクターヘリとの連携を考慮した場合でも、現在地での建替は合理性があるものと判断されています。なお、一体的な庁舎建設を検討するに当たっては、設備等の共有化による経費の削減を図るものとします。

今後の取組について

基本構想をもとに、さまざまな検討課題を具体的にするとため「新庁舎建設基本計画」を策定し、庁舎建設の是非を判断することになります。なお、建設することを判断したときは、令和7年度中の完成に向けた取り組みを進めます。

また、基本計画の策定を進めるに当たっては、町民にとって利便性が高くなるよう、町民から意見を聞く機会を検討するほか、

情報提供に努めます。

基本構想サイト	遠軽町ホームページ		
---------	-----------	--	--